

枚方市庁用自動車車体利用広告に関する基準

令和 7 年 9 月

(趣旨)

第 1 条 この基準は、枚方市有料広告の取扱いに関する要綱（平成 19 年 3 月 30 日制定。以下「要綱」という。）に基づき、枚方市が保有する庁用自動車を広告媒体とする有料広告掲載に関し、必要な事項を定める。

(広告を掲載することができない者)

第 2 条 広告を掲載することができない者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者（同条第 1 項に規定する風俗営業を事実上営むものを含む。）
- (2) 暴力団等の非合法組織及びその関連組織（現に法人格を有する組織で、過去においてこれらの組織であったものを含む。）
- (3) 発注者指定金融機関若しくは発注者収納代理金融機関又は株式会社ゆうちょ銀行以外の金融機関（金融機関以外の金融業を営むものを含む。）
- (4) 発注者に納付すべき市税を滞納しているもの
- (5) 過去に社会的信用失墜行為があり、又は現に社会的信用失墜行為となるおそれがある行為があったもの
- (6) 発注者が発注する契約の指名競争入札参加者の指名を停止されている者
- (7) 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づき、入札等除外措置を受けている者
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (9) 現在、発注者と係争中の者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、発注者が不適當と認める者

(広告掲載の基準)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しないものとする。

- (1) 法令、判例、慣例等で認められた権利を侵害し、又はそのおそれがあるもの
- (2) 法令等の規定に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 差別を容認し、助長し、若しくは誘発し、又はそのおそれがあるもの
- (4) 発注者の信用を害し、若しくは本市の品位を損ない、又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (6) 個人又は法人その他の団体の意見又は宣伝に係るもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるもの
- (8) 発注者が推奨するとの誤解を与え、又はそのおそれのあるもの
- (9) 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享樂的な面を強調するもの
- (10) 風紀上好ましくない表現があるもの
- (11) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの
- (12) 消費者保護の観点から適切でないもの又は犯罪行為を容認・誘発するおそれのあるもの

- (13) 広告の目的が正当な取引とは認められないもの
- (14) 自己の優位性を強調するために他を中傷するもの又は引き合いとするもの
- (15) 発注者が広告をしているような誤解をあたえるもの又は広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のあるもの
- (16) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの又は不快な印象を与えるおそれのあるもの
- (17) 非科学的と考えられるようなもの又は事実と異なるもの
- (18) 個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの
- (19) 求人広告又はこれに類するもの
- (20) 前各号に掲げるもののほか、発注者が広告を掲載することについて不相当と認めるもの

(広告方法)

第4条 図案等を表示したラッピング加工をしたシートに掲載申込者名・PR語句等を記する方法とする。

(作成基準)

第5条 広告に係る作成基準は次のとおりとする。

- (1) 道路交通及び車両運行上、支障とならないこと。
- (2) 著しい発光、蛍光、反射効果を有する材料等を使用しないこと。
- (3) ラッピング加工に印刷したものとする（車体塗装は行わない）。

(掲載場所及び規格・面積)

第6条 庁用自動車への掲載場所等は次のとおりとする。

- (1) 左右の後部ドア部分にラッピング加工により貼付
- (2) 縦 0.4m×横 0.55m以内の長方形のラッピング加工

(募集)

第7条 別途「枚方市庁用自動車車体利用広告募集要項」で定める。

(掲載料)

第8条 自動車 1年度（4月～翌年3月の12か月間）単位（以下「1年度単位」という。）
48,000円／台

※発注者が指定する期日までに支払うこと。

※1年度単位に満たない場合は月割りとする。

(稼働日)

第9条 自動車稼働日時

土日・祝日・年末年始を除く平日（9時～17時30分）を基本とする。

(費用負担)

第10条 費用負担は次のとおりとする。

- (1) 広告の作成については、掲載申込者の責任において行い、車両への貼付け及び剥離等は申込者が行ない、その費用のすべては掲載申込者の負担とする。なお、掲載料は、広告面の

使用料のみの金額で、広告制作費・掲載申込者名文字のデザイ考案料・ラッピング加工シート代は掲載申込者負担。

(2) ラッピング加工シートの破損等に対して、市に過失等がある場合は市の費用負担とする。

(広告掲載の優先順位)

第 11 条 複数の申し込みがあった場合、優先順位は次のとおりとする。

順位	広告主の種類	広告内容
1	国、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人	業務全般(利用者サービスを目的としたもの)
2	公益法人その他公共的団体	〃
3	本市内に事務所又は事業所を有する法人	市民生活に役立つもの
4	本市内に事務所又は事業所を有する個人	〃
5	本市外に事務所又は事業所を有する法人	市民生活に役立つもの
6	本市外に事務所又は事業所を有する個人	〃

(掲載期間)

第 12 条 掲載期間は 1 年度単位とする。また、掲載期間終了までに申し出がなければ 1 年度単位で自動更新とし、更新は 2 回までとする。なお、掲載開始が年度途中となる場合については、初めての年度末をもって 1 年度とする。